

# 岐阜県公報

第六百九十五号  
令和八年六月十九日

(金曜日)

## 目次

### 告示

岐阜県重要無形文化財の指定及び岐阜県重要無形文化財の

保持者の認定

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の解除をしようとする旨の通知

道路の区域変更

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会規程の一部改正

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し

### 公示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

落札者等に関する公示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

### 岐阜県告示第三百十二号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第七条第一項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定及び同条第二項の規定による岐阜県重要無形文化財の保持者の認定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江崎 慎英

### 岐阜県重要無形文化財

指定番号	種目	名称	内容	保持者	住所
八五	工芸技術	黄瀬戸	黄瀬戸は、瀬戸黒、志野、織部とともに桃山時代に花開いた、美濃を代表するやきものである。 林恭助氏は、長きにわたり黄瀬戸の伝統的な技法を極めるだけでなく、現代の黄瀬戸をどう作り上げるかという研究を重ねてきた。そして、黄瀬戸の伝統的な特徴を大切にしながらも、さらに斬新な施釉技術を取り入れ、自然で優美な表現を追求し、独自の黄瀬戸の世界を創出している。	林 恭助	土岐市泉町

岐阜県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市坂下字保ヶ山一八五八・一九〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市田瀬字矢平一四四五の七（次の図に示す部分に限る。）、一四八三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 解除予定保安林の所在場所

高山市高根町日和田字幕岩下一七三九の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年六月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江崎 禎英

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	岐阜市大宮町二丁目一番一地从先から同市堤外長良川左岸堤防敷地先（三七八番二の一）まで	前 A 後 B	三・一 四・二 三・一 四・二	三・四〇 三・四〇 三・四〇 三・四〇	A及びBに係る図面に表示する敷地の区分をい

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

岐阜県選挙管理委員会規程（昭和二十七年岐阜県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十九日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 竹内 治彦

第十条の次に次の三条を加える。

（代決）

第十条の二 委員長が不在のときは、書記長がその事務を代決することができる。

（代決の特例）

第十条の三 前条の規定にかかわらず、重要又は異例と認められるものは、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたものは、この限りでない。

（後聞）

第十条の四 代決した事務で閲覧を要すると認められたものは、代決者において、委員長の閲覧に供しなければならない。

附則

この規程は、令和八年六月十九日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和八年六月十九日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 竹内 治彦

1 指定した施設

市町村名	施設の名	所在地	収容人員
関 市	アピセ・関 ・第1会議室 ・第1研修室	関市平和通7丁目5番地1	60人 40人

2 名称を変更した施設

市町村名	変更後の名称	変更前の名称
本 市	本 市 ぬくもりの里いきいきセンター ターキーいきいきホール	本 市 ぬくもりの里いきいきセンター ターキーいきいきホール

3 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
関 市	関市東部公民センター	関市平賀町1丁目18番地
	関市東山公民センター	関市東山2丁目2番1号
	関市岩下公民センター	関市市平賀471番地
	関市寺田公民センター	関市寺田2丁目7番4号
	関市柳町公民センター	関市柳町11番地
	関市平賀公民センター	関市平賀町3丁目48番地
	関市新田公民センター	関市小瀬1380番地
	関市重竹公民センター	関市下有知757番地1
	関市元重公民センター	関市元重町10番地1
	関市十三塚公民センター	関市山玉通1丁目7番5号
	関市四季の台公民センター	関市倉知2924番地151
関市天神公民センター	関市北天神3丁目2番1号	
関市津保公民センター	関市西欠ノ下73番地2	
関市桜台中央公民センター	関市桜台2丁目12番1号	
関市桜台西公民センター	関市桜台1丁目1番11号	
関市東新公民センター	関市東新町3丁目187番地	
関市関川公民センター	関市桜本町2丁目30番地1	
関市関ノ上東公民センター	関市関ノ上3丁目7番8号	
関市河戸片集会場	関市河戸片147番地1	

関市洞戸通元寺集会場	関市洞戸通元寺196番地1
関市板取白谷集会場	関市板取281番地
関市板取門原集会場	関市板取5408番地
関市板取岩本集会場	関市板取1673番地
関市板取田口集会場	関市板取3345番地
関市富之保武蔵倉集会場	関市富之保4412番地1
関市富之保岩山崎集会場	関市富之保2843番地1
関市中之保久須集会場	関市中之保1151番地1
関市中之保寺田集会場	関市中之保3018番地1
関市中之保乙亀集会場	関市中之保5009番地1
関市中之保小宮集会場	関市中之保6261番地1
関市中之保大城集会場	関市中之保122番地4
関市上之保船山集会場	関市上之保3295番地1
本 業 市 本業市糸貫老人福祉センター 大会議室	本業市三橋1101番地6

岐阜県養老郡笠原町三十七丁目  
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の設けが不在等投票管理となる施設について 次のとおり指定の取  
 消した。このことについては、別添資料を参照。

令和八年六月十七日

岐阜県養老郡笠原町  
 笠原町 区 長 倉 野

指定を取り消す施設の名称等

名	称	所	在	地
岐阜県厚生農業協同組合連合会 中部医療センター東濃厚生病院		東濃	瑞浪市土岐町76	1

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第四十八条第九項において準用する法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、法第四十八条第九項において準用する法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者で、当該土地改良事業計画の変更を適当とした決定に対して異議があるときは、法第四十八条第九項において準用する法第九条第一項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して異議を申し出ることができる。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者名  
真桑方井水土地改良区
- 二 施行に係る地区名  
真桑方井水土地改良区
- 三 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

四 縦覧期間

令和八年六月十九日から  
令和八年七月九日まで

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第四十八条第九項において準用する法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、法第四十八条第九項において準用する法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者で、当該土地改良事業計画の変更を適当とした決定に対して異議があるときは、法第四十八条第九項において準用する法第九条第一項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して異議を申し出ることができる。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者名  
真桑井水土地改良区
- 二 施行に係る地区名  
真桑井水土地改良区
- 三 縦覧場所  
岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）
- 四 縦覧期間  
令和八年六月十九日から  
令和八年七月九日まで

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第四十八条第九項において準用する法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、法第四十八条第九項において準用する法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者で、当該土地改良事業計画の変更を適当とした決定に対して異議があるときは、法第四十八条第九項において準用する法第九条第一項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して異議を申し出ることができる。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者名

政田井水土地改良区

二 施行に係る地区名

政田井水土地改良区

三 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

四 縦覧期間

令和八年六月十九日から

令和八年七月九日まで

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第四十八条第九項において準用する法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、法第四十八条第九項において準用する法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、当

該土地改良事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者で、当該土地改良事業計画の変更を適当とした決定に対して異議があるときは、法第四十八条第九項において準用する法第九条第一項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して異議を申し出ることができる。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者名

菱野川土地改良区

二 施行に係る地区名

菱野川土地改良区

三 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

四 縦覧期間

令和八年六月十九日から

令和八年七月九日まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年六月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 購入物品の名称及び数量 特別支援学校スクールバス（中型） 4台

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随機契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第

5号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和8年5月1日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市六条大溝一丁目7番1号



令和八年六月十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社